

## IV 低層部

## IV 低層部

新市庁舎は、関内地区とみなとみらい 21 地区の結節点として、まちのにぎわいと活力を創出することが期待されます。このため、新市庁舎低層部がこうした期待に応える場となるよう、アトリウム（屋根付き広場）や市民利用機能、商業機能などを配置し、市民に開かれ、にぎわいを創出する空間となるための管理と運営を行います。

本計画においては、具体的な施設の管理・運営について、各施設の概要（位置付け・設備）、財産区分、管理運営形態等を記載します。

### 1 低層部全体について

#### (1) 施設概要

新市庁舎の低層部は、市庁舎という性格だけではなく、アトリウム（屋根付き広場）、展示スペース、外構（北プラザ、南プラザ、水際線プロムナード）、市民ラウンジ、横浜市のまちづくりや施策に関する情報発信機能（以下「アトリウム等」といいます。）、市民利用機能、商業機能などを持つ複合的なフロアです。

#### <施設概要（1階）>

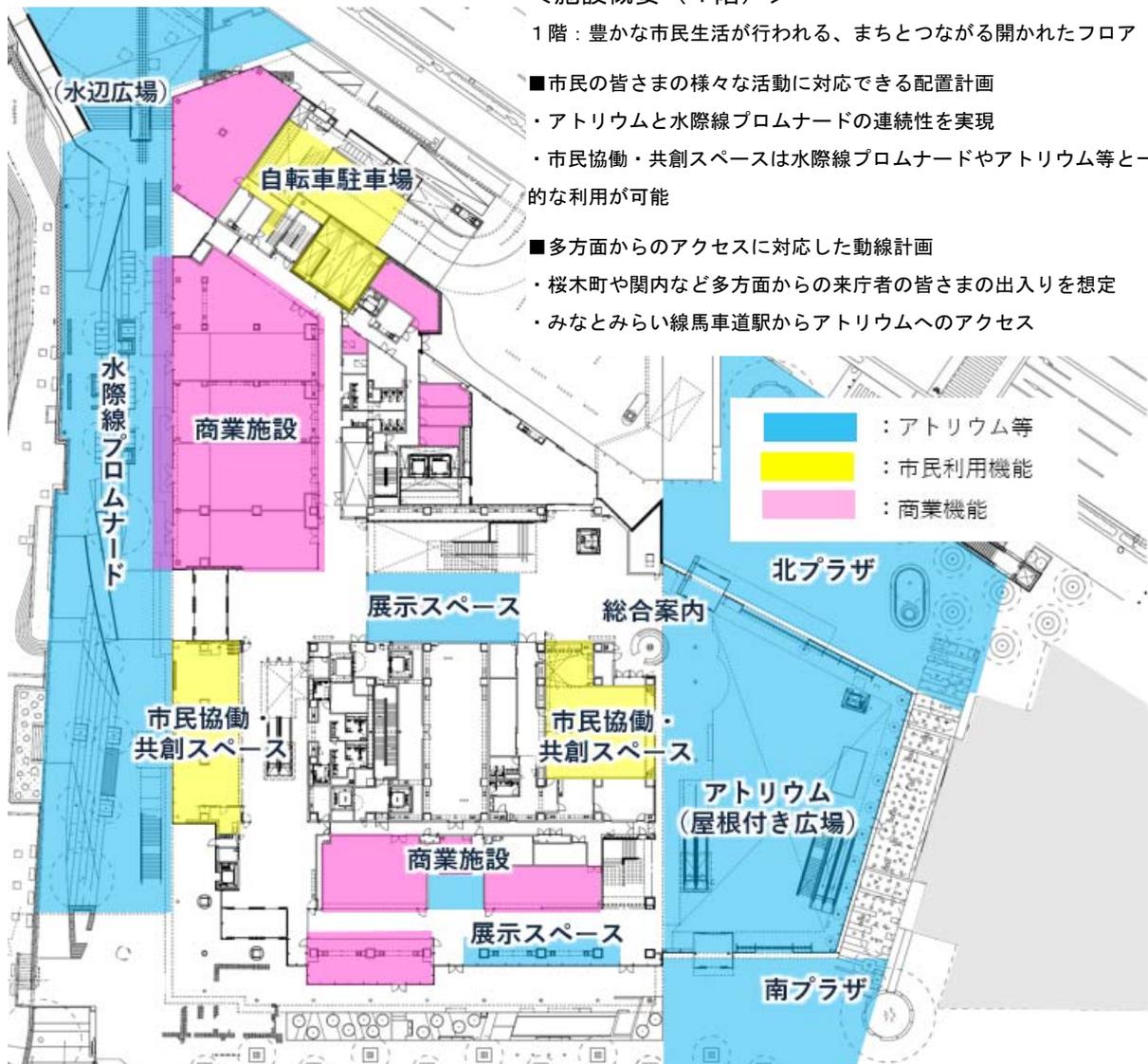
1階：豊かな市民生活が行われる、まちとつながる開かれたフロア

##### ■市民の皆さまの様々な活動に対応できる配置計画

- ・アトリウムと水際線プロムナードの連続性を実現
- ・市民協働・共創スペースは水際線プロムナードやアトリウム等と一体的な利用が可能

##### ■多方面からのアクセスに対応した動線計画

- ・桜木町や関内など多方面からの来庁者の皆さまの出入りを想定
- ・みなとみらい線馬車道駅からアトリウムへのアクセス



## <施設概要(2階・3階)>

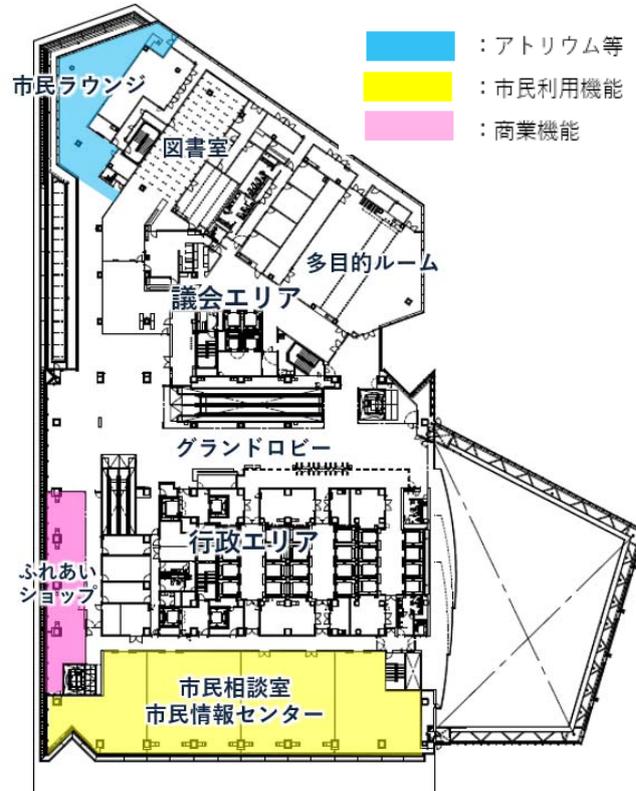
### 2階: 便利で多様な過ごし方ができるフロア

- ・桜木町駅方面から直接アクセスできる2階デッキを設置予定
- ・商業機能、市民利用機能など多様な機能を配置



### 3階: 市民と市職員の接点となるフロア

- ・議会部分と行政部分をつなぐ位置にランドロビーを配置
- ・国道(南)側に市民情報センター・市民相談室を配置
- ・大岡川(北西)側に市民ラウンジを配置



- : アトリウム等
- : 市民利用機能
- : 商業機能

## (2) 低層部の各スペースの位置付けと財産管理区分等について

低層部の各スペースについては、それらの機能の目的、形態、管理・運営の考え方などを勘案し、現時点では、次の財産管理区分、運営方法とすることを想定しています。

	主なスペース	財産管理区分	運営方法
アトリウム等	アトリウム	行政財産 (庁舎)	直営 (民間事業者等への委託を含む。)
	展示スペース(1階北側・南側、2階)		
	外構(北プラザ、南プラザ、水際線プロムナード)		
	市民ラウンジ		
	横浜市のまちづくりや施策に関する情報発信機能		
市民利用機能	市民協働・共創スペース	行政財産 (庁舎)	直営 (民間事業者等への委託を含む。)
	市民相談室・市民情報センター		直営
	建築や開発に関する相談機能		
商業機能	商業施設 (指定金融機関入居部分を除く。)	普通財産 (貸付)	民間事業者による運営 (パススルー型マスターリース方式)
	ふれあいショップ	行政財産 (目的外使用許可等)	民間事業者による運営

なお、各スペースとも、維持管理のための清掃や警備などの「管理業務」については、経済性・効率性の観点から高層部と一体的に行うため、運營業務とは別な民間事業者に委託することを基本に検討します。

## (3) 低層部の運営の考え方について

新市庁舎低層部の主な施設であるアトリウム等、市民協働・共創スペース、商業機能が個々に機能するだけでは、横浜都心臨海部再生マスタープランなどにも謳われた「まちの結節点」の役割を十分に果たすことはできません。そのため、それぞれの施設の機能が効率よく働き、相互に補完し合うなど、各施設の運営者の連携が非常に重要になります。

そこで、「新市庁舎低層部の運営の考え方」(P147)に基づき、各運営者同士の協力や連携の推進、低層部全体を捉えた運営の実現を促進し、各施設の相乗効果を発揮するために、低層部全体を連携・調整する機能を設け、一体的な運営を行える体制を構築します。

具体的には、低層部全体でのプラットフォームづくりや、各運営者のイベントやテナントに関する情報発信を共同して行うなど、それぞれの運営者間の連携向上を図る「(仮称)低層部連携・調整会議」を設置します。

この会議の運営は、アトリウム等の運営者が中心となって行うなど、アトリウム等の運営者が低層部全体の連携・調整の中心的な役割を担います。

## 2 アトリウム等

### (1) アトリウム（屋根付き広場）

#### ア 概要

アトリウムは、みなとみらい線馬車道駅と直結し、多様なイベント、セレモニーや、市民活動の場として活用され、にぎわいを創出する新しい魅力スポットとなります。

また、イベント時以外には、目的性のない利用として、アトリウムで豊かな時間を過ごしていただけるよう、何気なく使っていただく居心地の良さをいかに創り出していかも、新市庁舎のにぎわいという観点でとても重要となります。

#### (※) イベント、セレモニーについて

イベント的な活用とは…

新市庁舎の立地を活かし、市役所に用事のある来庁者だけでなく、それ自体が来館目的となるもので、市民の皆さまが「気軽に集い、親しみ、憩える」ような利用の仕方です。

セレモニー的な活用とは…

新市庁舎を訪れる国内外からの来賓の出迎えや、市民に関わりの深い公式事業の開会式などを行う「祝祭性・おもてなし」の場となる利用の仕方です。



アトリウムの内観パース

## イ 設備・仕様

アトリウムでは、パブリック・ビューイングなどが行えるように、270インチサイズの大型モニターをステージ付近に設置します。幅広く様々な状況に対応できるように、アトリウムの天井には、イベント用の横断幕を設置するバトンや、音響・照明をコントロールする設備を設けます。

さらに、65インチサイズのデジタルサイネージ（可動式縦型及び横型モニター）を用意し、展示スペースなどの共用部においても活用し、にぎわいづくりや横浜の発信に資する空間演出を行います。

アトリウムと隣接する南北のプラザとの一体的な利用も可能にするため、北側と南側に開放が可能な大型の引き戸（開放幅：北側9m、南側4m）を設けます。

演奏会に必要なステージやピアノ収納庫、演奏者の控室を設置するとともに、鑑賞者用の可動いすなどを収納する倉庫を設置します。その他、イベントに必要な備品の用意についても検討します。空調設備は、利用者が快適に過ごせるように、大空間に適した床輻射空調を採用します。

また、イベントが行われていない日常時には、市民の憩いの場として利用できるよう、持ち運びがしやすい仕様のいすやテーブルを配置します。

アトリウムの設計床荷重は約500kg/m<sup>2</sup>としていますが、重量物を設置する場などは、床材の保護のための養生が必要になります。重量4t未満の車両の乗入れは原則可能ですが、搭載する燃料の扱いなど関係部署との協議が必要になります。

## (2) 展示スペース

### ア 概要

展示スペースは、次の3箇所に設けます。

2階（指定金融機関前から桜木町駅方面のデッキへ続く2階通路）

1階北側（アトリウムと水際線プロムナードを結ぶ1階通路）

1階南側（弁天橋方面の出入口からアトリウムへ続く1階通路）

### イ 運用

現在の本庁舎の展示スペースは、本市の主催・共催する事業に限定して利用しています。

新市庁舎の展示スペースの利用方法や運営時間については、今後、アトリウム（屋根付き広場）などの管理・運営の方向性も踏まえて検討します。

### ウ 設備・仕様

通路などの共用部分と一体的な空間として整備し、固定の壁面（展示室）は設けません。壁面は、掲示やプロジェクター投影などがしやすいよう、飾りの無い一体の平面とし、ドア、点検口などの設置は控えます。

また、ピクチャーレール、ライティングレールを設置するとともに、65インチサイズのデジタルサイネージ（可動式モニター）による情報発信を想定し、電源を備えます。

### (3) 外構（水際線プロムナード、北プラザ、南プラザ）

#### ア 概要

北仲橋から弁天橋のたもと付近にかけて、大岡川沿いに水際線プロムナードを設置します。水際線プロムナードの北端には、ミニコンサートなどに利用できる水辺広場を設けます。水際線プロムナードは、アトリウムや商業施設などとのつながりを意識した計画とし、敷地全体として回遊性の高い空間とします。

また、アトリウムに面して、栄本町線側には北プラザ、国道 133 号側には南プラザを設けます。

なお、弁天橋のたもとに計画していた橋詰広場については、人道橋デッキの計画エリアと重なるため、貸出し等に利用できるスペースから除きます。

#### イ 設備・仕様

外構には、各種イベントにも対応できるよう表示盤と給排水設備を設置します。

北プラザは、重量 4 t 未満の車両の乗入れが可能となっており、イベント時のキッチンカーや資材搬出入車、献血車、緊急車両などの乗入れを想定しています。また、北プラザのメインエントランス付近に、国旗・市旗などを掲揚するための旗竿（3 本）を設置します。

水際線プロムナードには、弁天橋側から車両の乗入れができるよう、通路を設けます。通路は、重量 8 t 未満の車両の乗入れが可能となっており、イベント時のキッチンカーのほか、緊急時における中継車や河川管理用車両などの乗入れを想定しています。

また、水際線プロムナードの建物に接する部分は、来館者・来庁者が快適に過ごせるように、商業施設と一体化した店舗のテラス部分と、主に通行の用に供するプロムナード部分に区分します。

#### ウ 植栽

##### (ア) 配置

水際線プロムナードや建物西側の壁面に沿って、階段状に緑のカスケードを設置します。

横浜アイランドタワーとアトリウムの間設ける幅 6 m の通路は、アトリウムに潤いを与えるような植栽計画とします。

新市庁舎と国道 133 号の間設けるグリーンファニチャーは、関内方面から南プラザにかけてイチョウ並木を連続させて配置するとともに、腰かけられるベンチなどを配置するなど、にぎわいとくつろぎの空間となるように計画します。

水際線プロムナードには桜などを配置し、大岡川沿いの緑の連続性を意識した計画とします。

##### (イ) 配置

大岡川沿い周辺は、落葉樹を中心とした樹種を使用し、アトリウムの周囲は常緑樹を使用します。常緑樹は横浜アイランドタワーとの間のビル風に備え、既存の常緑樹と合わせて、防風効果も期待できる樹種とします。配置については、街区のつながり、管理面も考慮に入れた上で樹種を選定し、検討を進めます。また、敷地内の植栽への日常的な水やりは、自動灌水設備を設置することで対応します。

#### エ 管理

原則、24 時間開放とします。

外構については清掃や植栽の剪定などの管理業務を新市庁舎の全体の管理を担う民間事業者に業務委託します。外構に整備される植栽の具体的な管理方法については、引き続き、検討していきます。

なお、前述のとおり、水際線プロムナード、北プラザ、南プラザの利用調整等の運営については、アトリウムとともに民間事業者に業務委託を行います。

また、河川や道路の区域と連続した空間となるため、適正な管理ができるよう、引き続き、隣接する施設の管理者である河川管理者や道路管理者等と協議を行っていきます。

#### **(4) 市民ラウンジ**

##### **ア 概要**

3階の大岡川沿いのスペースに市民が利用できる展望ラウンジを配置します。

##### **イ 利用イメージ**

主に、待合せや打合せなどが行われる憩いと集いの場、行政による企画展示やプレゼンテーションを行う場とします。

##### **ウ 設備・仕様**

みなとみらい21地区や大岡川などの展望をゆっくり楽しめるよう、ベンチ型のいすを配置します。

また、情報発信のためのデジタルサイネージを配置します。

#### **(5) 横浜市のまちづくりや施策に関する情報発信機能**

アトリウムに面した2階に、横浜の歴史・文化・発展のほか、横浜のまちづくりや施策など横浜の魅力を発信することを目的としたスペースを設けます。

横浜の魅力を伝える場として、プロジェクターやモニターなどの映像機器を活用し、可変性の高い空間とし、様々な使い方に対応できるスペースとします。

### 3 市民利用機能

#### (1) 市民協働・共創スペース

##### ア 概要

市民協働・共創スペースは、NPO・市民活動団体、大学・研究機関、企業など多様な主体と行政が手を携えて、横浜市全域にわたる地域課題の解決や魅力ある地域づくりの促進のための新たな拠点となります。

これまで市民活動支援センターで行ってきた市民活動団体としての利用登録を受け付ける機能に加え、新市庁舎整備を機に、新たな機能を付加し、拠点としての充実化について検討しています。

##### イ 運営体制・運営方法

引き続き、当スペースの在り方にふさわしい運営体制や運営方法について、検討します。

##### ウ 開館時間・イベント開催時間

開館時間については、平日・土曜の9時から21時、日曜・祝日の9時から17時までを想定していますが、アトリウムや商業機能の管理・運営の状況も踏まえて決定します。

##### エ 主な機能等

対話の場、相談提案窓口・コーディネート機能、実践・PRの場等があります。

##### オ 設備・仕様

市民協働・共創スペース（水際線プロムナード側）を約180㎡、市民協働・共創スペース（アトリウム側）を約210㎡、合計で約390㎡の規模で設置します。

市民協働・共創スペース（水際線プロムナード側）の設備は、水辺との関係性を踏まえるとともに、市民の利便性や管理のしやすさなどを考慮し、検討します。

市民協働・共創スペース（アトリウム側）には、各種イベントでの使用を想定し、収納可能ないす100脚程度とテーブルを用意します。また、部屋を2室に分割して使用できるように可動間仕切壁を設置します。さらに、研修等の利用を想定して一定の防音機能及び一定容量以上の電源設備を備えるとともに、シアターとしての利用も可能となるよう、天井から投影できるプロジェクターを設置します。

#### (2) 市民情報センター

現在の本庁舎の1階にある市民情報センターは、行政情報の提供や開示請求手続きの窓口として、多くの方に利用されています。しかしながら、限られたスペースで多様なサービスを提供しなければならず、利用者のプライバシーの向上などが課題となっています。新市庁舎では、市民の皆さまが利用しやすいように新市庁舎低層部3階のセキュリティゲート外に配置し、行政情報の提供スペースや開示請求のスペースなどを拡充し、利用者が落ち着いた雰囲気の中で安心して利用できるプライバシーに配慮した設えとします。

また、各種イベント・周辺の観光案内など、これまで市民情報センターで対応してきた様々な情報提供サービスの一部については、新市庁舎低層部の総合案内や行政機能受付などにおいても提供することとし、利用者にとってわかりやすい情報提供を行います。

### **(3) 市民相談室**

現在の本庁舎の1階にある市民相談室は、相談ブースが4か所と少なく、待合スペースもないため、訪れた相談者は市民広間で呼び出しを待っている状況ですので、新市庁舎では、相談ブースの増設（計8か所）や待合スペースの確保を行います。

### **(4) 建築や開発に関する相談機能**

セキュリティゲートを通過する手間をなくし、市民の利便性を高めるために、建築や開発に関する初期相談や建築局、道路局、環境創造局などが保有する行政情報の提供を行うスペースを2階に設けます。

## 4 商業機能

### (1) 商業施設（マスターリース区画）

#### ア 整備の目的と基本方針

新市庁舎の整備予定地である北仲通地区は、みなとみらい 21 地区や関内地区といったエリアを結ぶ「まちの結節点」に位置していることから、新市庁舎低層部に商業施設等を配置し、にぎわいや活力を創出することで、エリア間の行き来を促進し、都心部全体の活性化に繋げる計画となっています。（「横浜都心臨海部再生マスタープラン」、「北仲通地区まちづくりガイドライン」、「北仲通南地区再開発地区計画」）。



また、新市庁舎では、来訪者の利便性向上が求められるほか、職員食堂を設けない計画であるため、約 6,000 人の職員等の食事などを支援する機能も求められます。

これらの商業施設の整備目的を背景に、商業施設の運営に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を明らかにするとともに、契約の仕組みや事業者の選定等に関し必要な事項を定めるため、横浜市では平成 29 年 12 月に「横浜市市庁舎商業施設の運営に関する条例」（以下、「商業施設運営条例」という。）を制定しました。

#### 【商業施設運営条例第 3 条（基本方針）】

- (1) みなとみらい 21 地区、関内地区等の結節点に位置し、水辺にもつながる立地の特性を生かし、新たなにぎわいの創出及び都心臨海部全体の活性化に資すること。
- (2) 横浜の歴史、文化等の特色を大切にし、横浜らしさを表す施設とすること。
- (3) 市庁舎に併設するのにふさわしい施設とすること。
- (4) 市庁舎及び市庁舎商業施設への来訪者、職員等の利便に資する施設とすること。
- (5) 市の歳入の確保に配慮して運営すること。

## イ 規模・店舗構成・配置

商業施設の規模は約 3,000 ㎡としています。

店舗構成は、飲食店舗、物販店舗、コンビニエンスストアなどを想定しています。具体的な店舗構成については、商業施設運営事業者のリーシング方針を踏まえながら、決定します。

なお、設計上はゾーン毎に特徴を持たせており、大岡川に面したゾーンは、水辺側という特徴を活かして、テラス席で、みなとみらい 21 地区などの景観を望みながら食事を楽しめるよう、飲食を中心とした「飲食ゾーン」としています。また桜木町駅からの動線の入口付近のゾーンは、人の往来が多く見込まれることから、来館者の利便性を高めるコンビニエンスストアや、にぎわいにも資する物販、サービスなどの店舗の配置を想定し、「物販・サービスゾーン」としています。(P113 平面図参照)。

また、テナント従業員の労働環境にも配慮し、従業員休憩室や従業員更衣室等の商業用のバックヤード諸室を設置します。

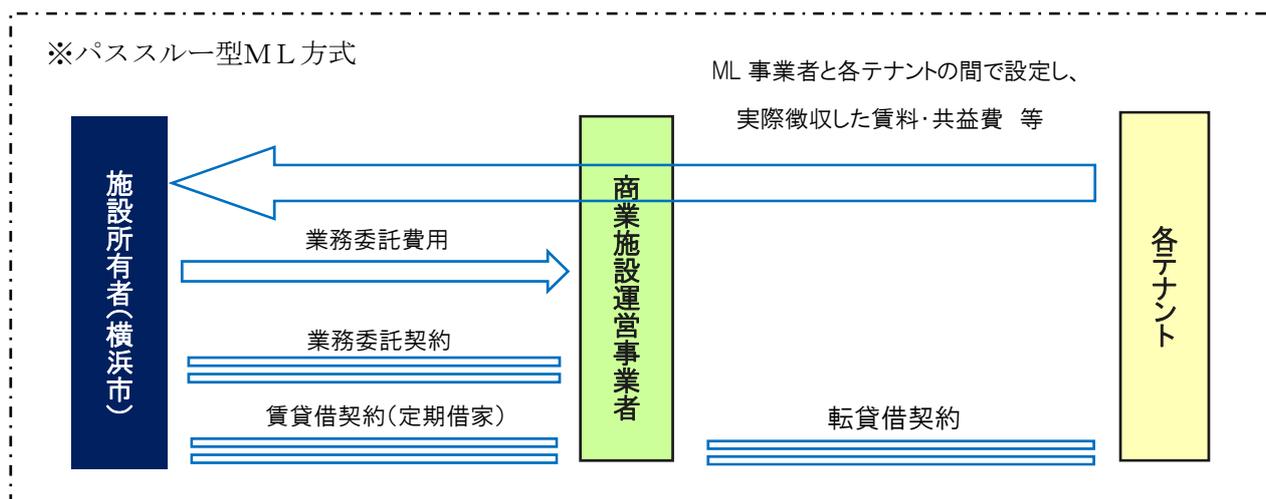
## ウ 営業時間等

商業施設の営業時間は 7 時～23 時を想定していますが、今後、新市庁舎の他の施設・機能との関係性やセキュリティ、商業施設運営事業者の意向などを踏まえながら、土日祝日の営業とともに整理します。

## エ 管理・運営の在り方

### (ア) 事業手法

商業施設は、専門的な運営のノウハウを有する民間事業者に貸し付けることとし、横浜市内の地元店や魅力ある店舗の誘致など、市の方針を踏まえた「横浜らしい賑わいの創出」につなげることができ、提案された計画の履行状況や毎年度の事業計画の市による評価・チェックを契約に盛り込むことができるパススルー型マスターリース（以下、ML）方式（※）を採用します。なお、パススルー型ML方式による契約は、本市の従来の契約方式と異なる部分があるため、商業施設運営条例において規定しています。



(イ) 商業施設運営事業者への貸付範囲

低層部の施設ごとに運営者を分けることで、それぞれの運営者の専門性が発揮されと考えられることから、商業施設運営事業者への貸付範囲は商業施設とそれに付随する部分（テラス等）の運営とします。



【商業施設運営事業者への貸付範囲（平面図）】

※ 区画名称については、設備仕様より想定した業種を示すものであり、マスターリース事業者によるテナント募集にあたって、業種を限定するものではありません。

(ウ) 商業施設の管理（清掃、警備等）

商業施設のうち、店舗区画については、各店舗が管理を行います。

一方、店舗区画同様に商業施設運営事業者へ貸し付けるテラスや客待ちスペース等については、店舗の活用状況によっては建物全体を管理しているビル管理会社が管理します。

なお、管理にかかる費用は商業施設運営事業者の負担とします。

(エ) 商業施設運営事業者との契約期間

サウンディング型市場調査における意見等を踏まえ、ML事業者の準備期間として2年間の確保し、選定されたML事業者と開業準備に係る委託契約を締結する予定です。

また、開業後については、パススルー型ML方式を前提に10年間の委託契約兼定期建物賃貸借契約を締結する予定です。

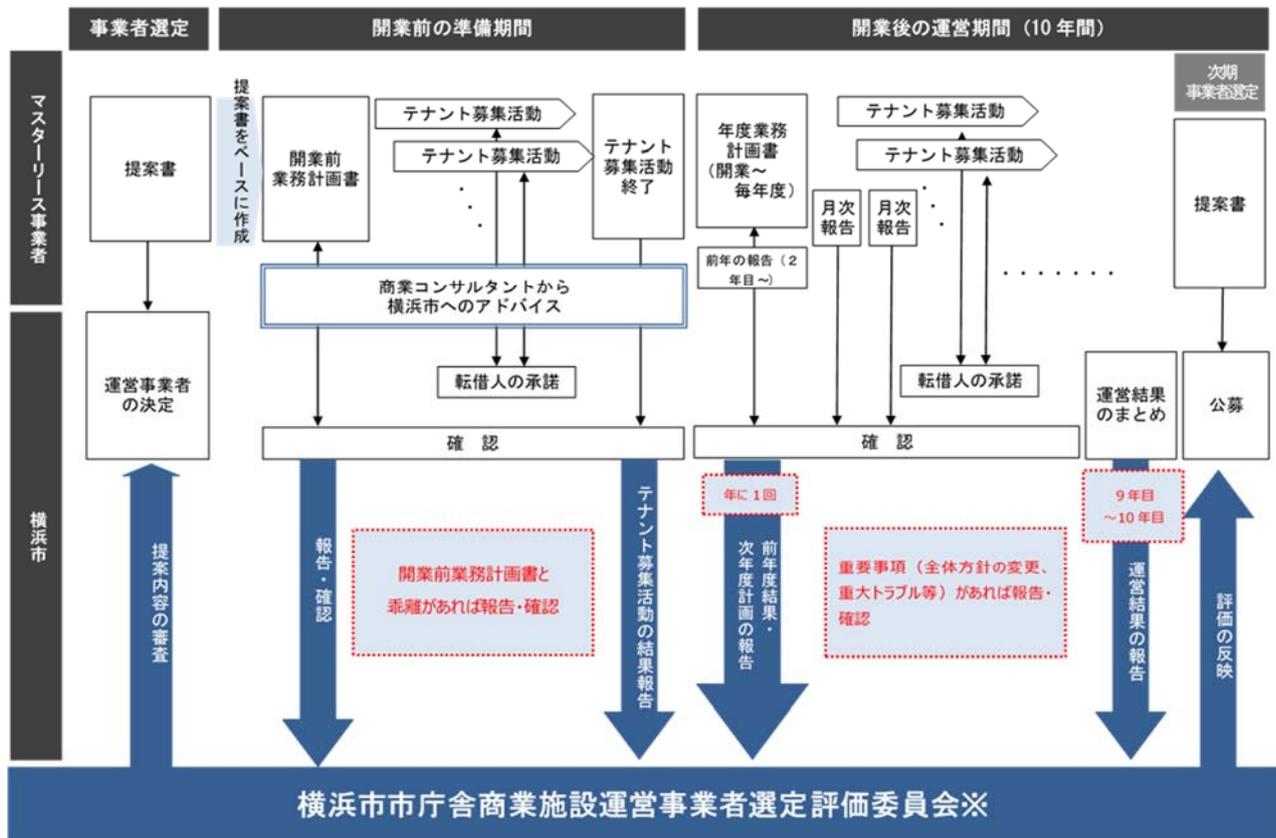
(オ) 財産区分

商業施設については、普通財産とします。

(カ) モニタリングの実施

基本方針に沿った運営となるよう、ML事業者からの事業提案、準備・運営に係る契約、業務計画等に基づく履行状況を確認・評価、必要に応じ指導し、運営の改善に繋げていくためのモニタリングの仕組みを導入します。モニタリングの具体的な進め方は、選定された商業施設運営事業者と定める「モニタリング実施計画」に基づき行います。

【モニタリングの流れ】



※「横浜市市庁舎商業施設運営事業者選定評価委員会」

商業施設運営条例により設置された附属機関

オ 内装監理

店舗区画内の内装については、各テナントが個別に設計・施工会社へ発注するなど、自ら設えますが、建物全体のデザイン規制や法的要件、建築物のハード要件等に従ってもらう必要があります。今後、これらのルールをまとめた「内装監理指針書」を作成するとともに、この指針書に基づき各店舗を指導・監督する業務を専門業者へ委託することを検討しています。

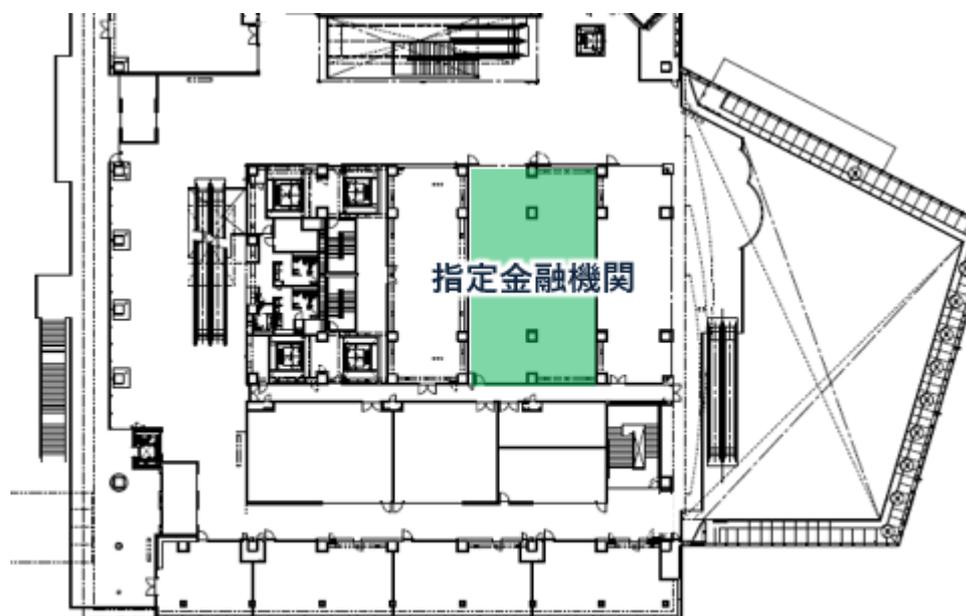
カ 周辺地区の活性化

商業施設を導入する目的の一つである「都心臨海部全体の活性化」の実現に向けて、地元商店街や北仲通北地区再開発、横浜商工会議所、周辺の公共施設などとの連携も視野に入れながら、地区全体の活性化の推進についても取り組んでいきます。

## (2) 指定金融機関

地方公共団体における公金取扱は、会計管理者が行いますが、市町村においては、指定金融機関を指定できます。横浜市でも指定金融機関を指定し、現市庁舎の1階に設置しています。

新市庁舎においては、会計室との業務の関わりのほか、市民利用にも配慮し、2階に配置します。



2階平面図(抜粋)

なお、指定金融機関については、出納業務について、直接市がやり取りする必要があることからML事業者の業務範囲には加えません。

## (3) ふれあいショップ

### ア 概要

横浜市では、障害理解の啓発及び障害者の社会参加促進のため、公共施設における「ふれあいショップ(※)」の設置を推進してきました。新市庁舎の整備にあたり、障害者の社会参加の場を確保するため、ふれあいショップを3階に設置します。

※ ふれあいショップ(現在市内9店舗)

障害のある方を雇用して店舗(喫茶店や売店)を運営する法人に、本市施設の目的外使用許可を行った上、横浜市は設置に当たり補助を行っている。

【参考URL(既存店舗の一覧)】

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/shuro/fureai/fuleai.html>

### イ 設置理由

本市では、従来から共生社会の実現に向けて障害理解の啓発を進めてきましたが、いまだに差別や偏見は後を絶ちません。国際的には障害者権利条約の流れがあり、わが国でも平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたところであり、更にこの動きを促進する必要があります。

一方、新市庁舎は国際都市横浜のシンボルとして、国内外からのお客様をおもてなしする場として期待されており、こうした場において共生社会の実現に向けた取組を本市が率先して実践することは非常に有意義であり、市民や民間企業への波及効果が期待できます。

## ウ 事業内容

飲料や軽食などの販売を行う方向で検討を進めています。また、同ショップが現在、市庁舎の1階にある刊行物を販売する機能を担うことについても検討しています。

## 5 小規模保育事業及び乳幼児一時預かり事業

現在、周辺地区は保育ニーズが高いエリアとなっています。今後の保育ニーズや公共空間としての新市庁舎の在り方なども踏まえ、子育て支援に資する機能として、0～2歳児を対象とした、定員6～19人で保育を行う「小規模保育事業」と、地域で子育てをしている方の支援策として一時的にお子さんをお預かりする「乳幼児一時預かり事業」を併設した施設を2階に整備します。

なお、このスペースは「普通財産」として民間事業者に貸し付けます。

## 6 豊かな市民生活や市民活動の創出に向けた取組

新市庁舎低層部が、市民の皆さまをはじめ、多くの人々が集い、親しみ、憩える空間となるよう、より多くの皆さまにその魅力を知ってもらい、新市庁舎に関心を持ってもらうことが必要です。

これまで、新市庁舎低層部の活用アイデアや、運営に求められる姿勢などについて、市民の皆さまから意見や提案などを伺う機会を設けてきました。

こうして寄せられた意見や提案も、新市庁舎整備の検討にあたり参考としていきます。

今後も、参加者の皆さまへの積極的な情報発信を行うなどして、将来にわたり、市民の皆さまの誇りとなり、親しみのもてる市庁舎となるよう、様々な取組を実施していきます。

### <新市庁舎の活用を考えるシンポジウム(平成27年度)>

事業者募集公告を行った後の平成27年の8月から9月にかけて、横浜商工会議所をはじめ関内・関外地区を中心に活動する市民活動団体やまちづくり団体による、「新市庁舎の活用を考えるシンポジウム」が横浜開港記念会館で開催されました。

第1回シンポジウムでは、魅力的な公共空間・水辺空間の活用方法や管理・運営の先進事例として、富山市の「富山グランドプラザ」や大阪市の「水都大阪」の取組などが紹介され、第2回では、関内・関外地区などで活動する市民活動団体の取組などが紹介され、会場の参加者も交えて活発な意見交換が交わされました。

また、このシンポジウムを契機に、新市庁舎のアトリウムなどをどのように活用するのかを考えるワークショップが12月に開催され、参加者の皆さまから様々な意見や提案が出されました。

■主催：横浜商工会議所、関内まちづくり振興会、馬車道商店街協同組合、野毛地区街づくり会、横濱まちづくり倶楽部、よこはま市民メセナ協会、水辺荘、HamaBridge 濱橋会、市民セクターよこはま、横浜市

■事務局：NPO法人横浜コミュニティデザイン・ラボ

■URL：「横浜新市庁舎の活用を考えるシンポジウム」（活動実績詳細）

<https://yokohamashinshichousha.wordpress.com/>

<シンポジウム及びワークショップの開催状況(平成 28 年度)>

《シンポジウム》

時 期：平成 28 年 5 月～6 月（全 3 回）

場 所：市内 3 方面（北部・中部・南部）

テーマ：「多様な活動を育む場（北部）」、「水辺やオープンスペースの魅力発信（中部）」、「賑わいの仕組みづくり（南部）」

参加者数：延べ 169 名

《ワークショップ》

時 期：平成 28 年 6 月～平成 29 年 4 月（全 7 回）

テーマ：「豊かな市民生活や活動が育まれる新市庁舎低層部をみんなで考えよう」

参加者数：延べ 248 名

報告書：<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kanri/newtyosya/workshop.html>

